

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**）縮減）

（国土交通省）

制 度 名	建設廃棄物の再資源化施設等に係る特例措置	
税目（条文番号）	○再商品化設備等の特別償却 所得税（租税特別措置法第 11 条の 6、施行令第 6 条の 2） 法人税（租税特別措置法第 44 条の 6、施行令第 28 条の 8）	
見直しの内容	現行の再商品化設備等の設置に対する特別償却（初年度に取得価格の 14/100）を廃止する。 ・建設混合廃棄物選別装置（廃止）	
	増収見込額 （平年度）	707 百万円
廃止又は縮減の理由	建設混合廃棄物選別装置の設置が進み、近年の適用実績が減少しており、税制措置を講じる有効性が少なくなってきたため。	